

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-37)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,553	24,263	7,502	1,300
		補正予算(b)	-	8,000	-	-
		繰越し等(c)	18,051	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	32,604	32,263	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		16,770	19,011	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	○
		-	100	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	100	100	
	2. 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	×
		-	84	86	89	90	90	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	90	91	
	3. 地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業実践地域登録制度に登録された団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	○
		-	-	-	58	87	111	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	20	40	60	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、改正温対法により区域施策編策定の努力義務が追加されたその他の地方公共団体においても策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和3年度までに89.8%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は未策定の10.2%のうち、4.1%の地方公共団体が2021年10月以降に策定を行う予定であるとしており、今後新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、地方公共団体における策定増加が見込まれるため、さらなる施策の推進により目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しており、地域裨益型の脱炭素施策の概念として地域循環共生圏を講演等の様々な機会でも普及するとともに、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、取組み方法について情報提供等している効果が表れていると考えられる。取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、複数年度にわたる継続的・包括的な支援スキームとして令和4年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき株式会社脱炭素化支援機構の設立を準備しており、また、地方公共団体が行う脱炭素のための計画作りや具体的な事業の推進を支援するため、令和4年7月には、地域脱炭素推進審議官グループを創設した。地域脱炭素推進審議官グループの創設に伴い、新たに、「施策9. 地域脱炭素の推進」を設定し、それに基づき「目標9-1 地域の脱炭素化の推進」及び「目標9-2 地域循環共生圏づくりの推進」を設定する。また、それぞれの目標に合わせて測定指標を整理し、必要に応じて新たに追加する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和3年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 地域政策課	作成責任者名	松下雄介(地域政策課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------